

県発注工事における中間前金払制度対象工事の拡大について

平成30年4月
香 川 県

平成30年4月1日以降に入札公告等を行う工事から、中間前金払制度の対象を拡大します。

1 中間前金払制度について

中間前金払は、対象となる県発注工事（以下「工事」という。）において、前金払（請負代金額の10分の4以内の額）の支払後、支払要件に該当すると認められる場合に、請負代金額の10分の2以内の額を追加して前金払する制度です。

ただし、契約時に部分払（年度を超えて施工する必要がある工事における各年度末の部分払を除く。）を選択した場合は、中間前金払を請求することができません。

2 対象工事について

現 行	請負代金額1,000万円以上で、かつ、工期が100日以上工事
改 正 後	請負代金額200万円以上の工事 ※平成30年4月1日以降に入札公告又は指名競争入札執行通知等を行う工事から適用

3 支払要件について（改正なし）

- （1） 工期の2分の1を経過していること。
- （2） 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- （3） 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

4 その他

中間前払金を請求する際は、保証事業会社と保証契約を締結する必要があります。

※ 前払金の対象工事は、請負代金額200万円以上の工事に変更ありません。